

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くずを産業廃棄物に追加すること。（第二条第二号関係）

第二 附則

- 一 この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を設けること。（附則第二条から第四条まで関係）